

# 加賀市事業者向け脱炭素促進モデル事業補助金交付要綱

令和5年6月1日  
告示第156号

(趣旨)

第1条 市内事業者等における脱炭素化の取組等を促進し、加賀市地球温暖化対策実行計画に掲げる産業部門に係る温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための事業については、加賀市補助金交付規則(平成17年加賀市規則第50号)及び加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例施行規則(平成20年加賀市規則第6号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) 温室効果ガスの排出 法第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- (3) 脱炭素社会 法第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。
- (4) 市内事業者等 市内に本店、支店、事務所、事業所又は工場を有し、並びに市内において事業を行う個人及び法人その他団体をいう。
- (5) 脱炭素化の取組等 脱炭素社会の実現のため、再生可能エネルギー、省エネルギー及び蓄エネルギーに係る設備を導入し、本市の温室効果ガスの排出の量の削減に資する脱炭素化の取組をいう。

(事業の種類等)

第3条 第1条の規定による事業の種類、補助対象経費、補助基本額及び補助率は、別表のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、国又は県等で同一事業による補助金等の助成を受けているものを除く。

- (1) 市内事業者等であって、自ら所有し、又は管理する市内の施設等において脱炭素化の取組等を実施しようとする者
- (2) 市内事業者等における脱炭素化を促進するための普及啓発に協力する者

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第3条関係)

事業の種類	補助対象経費	補助基本額	補助率
脱炭素化の取組等の促進に係る事業	市内事業者等が自ら所有し、又は管理する市内の施設等において、脱炭素化の取組等を実施するための委託に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)で次に掲げるもの (1) エネルギー使用量等の現状把握及び当該削減効果等の算定に係る基礎調査等の事前調査 (2) 再生可能エネルギー、省エネルギー及び蓄エネルギーに係る設備(以下「再エネ等設備」という。)の導入に向けた事業計画等の策定 (3) 再エネ等設備の導入に係る基本設計 (4) その他脱炭素化の取組等の実施のために必要なコンサルタント等の業務	必要と認める額	50%以内とし、50万円を限度とする。